

第百九十七回国
会
参議院農林水産委員会會議録第七号

平成三十年十二月七日(金曜日)

午後一時三十五分開会

委員の異動

十二月六日

辞任

佐々木さやか君

補欠選任

三浦 信祐君

十二月七日

辞任

磯崎 陽輔君

補欠選任

小野田紀美君

三浦 信祐君

佐々木さやか君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

堂故 茂君

上月 良祐君

藤木 眞也君

田名部匡代君

紙 智子君

委員

岩井 茂樹君

小野田紀美君

進藤金日子君

高野光二郎君

野村 哲郎君

平野 達男君

山田 俊男君

佐々木さやか君

里見 隆治君

小川 勝也君

鉢呂 吉雄君

徳永 エリ君

藤田 幸久君

儀間 光男君

森 ゆうこ君

国務大臣

農林水産大臣

吉川 貴盛君

副大臣

農林水産副大臣

高鳥 修一君

事務局側

常任委員会専門員

大川 昭隆君

本日の会議に付した案件

○漁業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堂故茂君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、磯崎陽輔君が委員を辞任され、その補欠として小野田紀美君が選任されました。

○委員長(堂故茂君) 漁業法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案に対する質疑を終局することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(堂故茂君) 多数と認めます。よって、本案に対する質疑は終局することに決定いたしました。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

なお、理事会での協議に基づき、お一人三分以内でお願いいたします。

○小川勝也君 立憲民主党・民友会の小川勝也です。
採決になると思っておりますので、

当然、原稿がございません。数ある漁業法の問題点については、後の討論者がしっかりと述べてくれることを期待をいたします。

私からは、まずこの参議院の役割について、皆さんの前に御確認をさせていただきたいと思えます。

参議院農林水産委員会では、例えば農協法あるいは農業担い手法など、二十時間を超える審議をした法案もございました。また、今回の七十年ぶりの漁業法の改正のような大きな重要な法案の審議のときには、中央・地方公聴会の開催、あるいは複数の参考人質疑、そして充実した審議時間の確保、これは参議院の古き良き伝統であったことは委員の皆さん御承知のとおりだったろうというふうに思います。

しかし、今回、会期の短い臨時国会に七十年ぶりの漁業法が衆議院に提出され、参議院に送られてきたときには、私も本会議で嫌々質問をさせていただきまされたけれども、残る定例日は二回というところであります。これは立法府と参議院の自殺と言わざるを得ません。しっかりと審議をして、議事録にそれぞれの会派の思いを残し、全国の漁民を始めとする多くの国民、消費者に対して、国会が参議院がどういう議論をしたのか残す、これが参議院の役割だと私は考えます。

そして、議事の中で明らかになったとおり、今回の漁業法の改正は、平成二十六年の八月十九日、国家戦略特区ワーキンググループで議論されたとおり、何が何でも民間企業に漁業権の一部を開放したいという人たちのよこしまな思いからスタートしたものであります。

漁業者は七十年間、現行の漁業法第一条に象徴される現憲法下における民主的な浜の運営、安心して漁業を営めること、このことを大事に、つらいときも、しけのときも、あるいは資源が少なく

なつたときも浜を守ってきたのであります。そのいきさつを知らない素人の人たちが企業に効率的な成長産業に富むようにという改正をした本法案を安易に成立させることは、後世に大きな禍根を残すことを私たちは確実視するものであります。

漁業と資源の関係は、経済成長と得る収入の多寡だけで測れるものではありません。我々が考えなければならぬことは、国土保全、多面的機能の発揮、そして国境の監視などたくさんあるわけでありまして。今回の改正は、まさにお金、企業の参入、そういうところのみに着目した法案であり、海を守る、資源を守る、そして浜の秩序を守るといふ現漁業法の本旨をないがしろにするあしき改正だと言わざるを得ません。

私たちは、今回の法改正が将来に大きな禍根を残しかねないということを改めて申し上げ、反対の討論に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○徳永エリ君 国民民主党・新緑風会の徳永エリです。

私は、会派を代表して、漁業法等の一部を改正する等の法律案に断固反対の立場で討論させていただきます。

現行法第一条の目的、「この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。」、水産庁はこの第一条を変えないと言つたそうです。改めて、こんなすばらしい法の目的をすっかり変えてしまつて本当にいいんでしょ

か。
今回の改正は一部改正ではなく、まさに新法であります。水産庁は、法律の目的を変えた理由を、戦後期の羽織漁師による零細漁民の支配はな

くなり、民主化の目的は役割を終えた」と説明していますが、現行法の第一条があったからこそ民主化は維持されてきたのです。目的が変われば、長い間保たれてきた浜の秩序が崩壊しかねません。特に民主化の象徴である漁業調整委員会の漁民代表委員は、これまで選挙で選ばれてきましたが、法改正後は都道府県知事が議会の同意を得て任命する仕組みになる。公選制をなくすこと自体が民主化の後退であり、議会の同意を得るとはいえ、知事が恣意的に漁民代表委員を選任する可能性は否定できません。

また、漁業調整委員会の権限、法律上の規定が幾つか削除されました。都道府県知事は漁業調整委員会の意見を聞かねばならないと幾つかの条文に書かれていますが、漁業調整委員会の権限が法律上弱まったことは否めません。

そして、漁協や漁業生産者に優先的に付与されてきた漁業権の優先順位が廃止されることになりましたが、規定が曖昧な適切かつ有効に活用、適切かつ有効に活用していいと知事が判断すれば、小規模漁業生産者が排除される可能性も否定できません。

また、国家戦略特区ワーキンググループでの養殖業への企業参入について、水産庁とのやり取りは驚くべき内容で、企業が漁業権の主体として入る、漁業権を入札制度にして、お金をたくさん払った人がその権利を得る、漁協の優先権をなくして、特定区域漁業権を企業が得る、目的が資源管理だということを明確化すれば誰がやってもいいなどというものでした。そして、規制改革推進会議の水産ワーキング・グループでの討論、養殖業への民間参入を進めるということが今回の法改正の目的であることは明らかであり、この法案が成立すれば、浜に混乱と対立をもたらしかねません。

戦後の漁業法の改正は三年掛けて、昭和三十七年の改正も三年掛けて、漁業者の意見も聞きながらしっかりと議論をしてきたと聞いています。

○委員長 堂故茂君 申合せの時間が参りました

ので、おまとめください。

○徳永エリ君 政府は、今回の法案検討経緯について、二〇一七年に始まり、二〇一八年六月、農林水産業・地域の活力創造プランの再改定で成案になったとしていますが、その間の水産政策審議会など水産庁内部の検討状況が全く分かりません。七十年ぶりの改革だというのは、昨日の参考人質疑でも分かりましたけれども、浜の人たちは聞いていない、知らない、説明を受けたらますます不安になる、そんな状況であります。

皆さん、先ほどの紙委員の本会議での討論をお聞きになってどう感じたでしょうか。現場に行つて浜の声を聞いているからこそ、思わず姿が目につかんて涙が出たのではないのでしょうか。

急ぐ必要はありません。私は、拙速にこの新法を成立させるべきではないと思っています。せめて、委員長、もっと議論させてください。継続審議にしたいです。今国会での……

○委員長(堂故茂君) 申合せの時間が参りましたので、討論をおまとめください。

○徳永エリ君 この漁業法の成立は断固反対ということを重ねて申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党を代表して、漁業法等一部改正案に反対する討論を行います。

その前に一言。委員長は、解任決議が否決されたことをいいことに、この委員会を前提抜きに強行してしまいました。そのことに強く抗議をしたいと思います。

七十年ぶりの改正でありながら、質疑時間は八時間四十五分だけです。本会議登壇物でありながら、現場の調査も行われませんでした。農協法並みの質疑を求める野党の要求も受け入れず、漁業、漁村の形を変える重要な改正案を一方的に強行することに強く抗議するものです。

第一の反対は、現場を置き去りにしているからです。

参考人からは、戦後、漁業法ができたときは浜

に喜びが沸き起こったのに、改正案について多くの漁業者は知らない、分からないと言われました。水産庁が行った説明会に参加したのは、沿岸地区漁協九百五十五中七十七漁協だけです。拙速な質疑、採択は行ふべきではありません。

第二に反対する理由は、浜に对立と混乱を持ち込むからです。

目的から、漁業者及び漁業従事者を主体、この言葉も、漁業民主化も削除し、漁業権の優先順位も漁業調整委員会の公選制も廃止すれば、漁業による利益を地域に広く行き渡らせる漁業法の骨格を骨抜きにするものです。ましてや、漁業権の優先順位を廃止し、適切、有効を基準にすれば、規制緩和論者がその基準の緩和、廃止を求めてくるのは明らかです。

第三に、強制的な仕組みが導入されているからです。

国と都道府県の責務を定めたことに加え、漁場計画に農林水産大臣の助言と指示を新たに明文化しました。我が国生産力を発展を図るための助言、指示ですから、国の政策に従うことを求めています。政府が漁業の成長産業化を掲げ、企業による養殖産業の新規参入を掲げているもので、漁場が企業本位に変質されることになりました。

第四に、大型船のトン数規制を撤廃するからです。

乱獲を防ぐために取られてきた漁船のトン数規制をなくし大型化を進めれば、沖合漁業と接する沿岸漁業の資源が減少する懸念は払拭されません。

第五に、資源管理のために導入する漁獲割当て制度、I・Qに沿岸漁業者の同意を得ることが明記されていないからです。

今年、沿岸漁業者の意見も聞かずに導入した太平洋クロマグロへの漁獲規制の反省がありませ

第六に、自主自立が基本である協同組合の原則を踏みにじるものだったからです。

農協法の改正と同様、漁協に所得の増大を求

め、経営の高度化を促進するために定期的な点検を求めれば、小規模な経営が否定されかねません。

安倍政権は、世界で一番企業が活躍しやすい国にするとして、岩盤規制の打破を掲げて、農業、林業に続き、漁業の規制緩和を迫りました。TPPなど歯止めなき自由化に合わせて、日本の農林漁業を犠牲にすべきではありません。

以上、反対討論とします。

○森ゆうこ君 希望の会(自由・社民)、自由党の森ゆうこでございます。

私も、まさか今日、何の議論もないまま、いきなり委員会を開いて採決をするというふうには思っておりませんでしたので、討論の原稿の準備はございません。

ただいま議題となりました漁業法等の改正案に反対の討論をさせていただきます。

まず委員長、昨日のあのぶざまな委員会運営、堂故委員長らしからぬあの議事運営に改めて強く抗議を申し上げます。

明らかに私の質問権が剥奪されました。水産庁長官が、実は国家戦略特区の議事録は公開できると、提出できるといふ答弁をしたことから、全く違う説明を与党理事から受けていた田名部理事、紙理事、そして小川理事、皆さん、本当にどうなっているんだということ、大変紛糾し、その場で委員会は休憩に入ったわけです。そのときに、委員長は、私の質問の終局を宣言されておりません。つまり、私の質問の途中であるにもかかわらず、委員会を休憩したのであります。

当然、再開されるのであれば、もちろん理事の先生方の着席も当然ではございますけれども、少なくとも質問者である私の着席を待つてされるのが筋ではないんですか。余りにもひど過ぎますよ。余りにもひど過ぎますよ。資料は三十分もしないうちに出てきたじゃないですか。後で聞いた

ら、そもそもそこで、役所の人たちはこの資料を持っていたというじゃないですか。何で出してやらなかったんですか。

そして、今、反対討論が三会派から続きました。なぜ賛成討論やらないんですか。議会じゃないよ、これは。反対討論されたら、堂々と与党側は賛成討論すべきなんですよ。自信を持って、僅かこの一週間で無理やり、どうしてもこの臨時国会で成立させなきゃいけない自信のある法案なんですよ。堂々と討論すればいいじゃないですか。それともあれですか、種子法のときみたいに、本当は法案の中身分からなかった、みんな分からないのに賛成票を投じたんだ、俺もその一人だという……

○委員長(堂故茂君) 申合せの時間が参りましたので、討論をおまとめください。

○森ゆうこ君 という、竹下前自民党総務会長のよう、何にも法案の一番重要な部分を分らないまま賛成の投票をされるということなんじゃないか。

私は、お願いしておきたいと思います。主要農作物種子法あるいは農業競争力強化支援法、結局、地元へ帰ってみると、自民党の先生方は、農業関係の人たちから何であんな法案通したんだというふうに言われると、いや、私は本当は反対だったんですと、でも仕方なく、仕方なく……

○委員長(堂故茂君) 理事会における申合せの時間が超過しましたので、発言をおまとめください。

○森ゆうこ君 仕方なく、私の立場では反対票を投じられない、仕方なく賛成したんです。また、農業の団体の組織内議員である皆さんも、国会終了後、全国比例の方たちですけれども、私の選挙区の農業関係の団体を回られました。先生方がそこでどんなにすばらしい演説をされ、国会報告をされたのかは地元の農業団体の方たちから詳しく様子を聞いております。やはりそのときに、主要農作物種子法には本当は反対だったんだ、でも仕方なかったんだと。今回も、漁業法は問題で反対だったと、本当は、でも、仕方なかったんだと……

○委員長(堂故茂君) 繰り返し申し上げます。発

言をおまとめください。

○森ゆうこ君 だから仕方なかったんだって、そういううそをつくのだけはやめてくださいよ。反対だったら今反対してください、今反対してください。

この法案を成立させたら、浜が壊れますよ、浜が壊れます。賛成討論してください、ます。

○委員長(堂故茂君) 繰り返し申し上げます。発言をおまとめください。

○森ゆうこ君 委員長、賛成討論させてくださいよ。これ、議会じゃないですよ、討論に賛成がないなんというのは。議会じゃないよ、おかしいよ。

もし堂々と賛成できるんだったら与党は賛成討論すべきだということを申し上げて、私の討論を終わります。

○委員長(堂故茂君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

漁業法等の一部を改正する等の法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(堂故茂君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堂故茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十四分散会

平成三十年十二月二十六日印刷

平成三十年十二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A